

林政審委員からの森林・林業・木材産業全般に対する意見

委員名	御意見
網野委員	人口の急激な減少期に入り、木材需給の在り方についても暫くは暗中模索が続くと予想されます。これまで非効率とされてきた考え方から次の時代が萌芽するのかもしれませんが。このような不確定な時代にあっては、多様性という苗床が必要不可欠と思っており、以下の2項目を課題として挙げさせていただきました。 ・中小規模製材工場の維持・発展は継続して追求すべきテーマ 「森林・林業・木材産業の動向」「国産材製品の生産と利用の拡大」において、製材工場の大規模化・高効率化が好材料として扱われている印象。反面、この状況と表裏をなす小規模製材工場の減少についての言及はない。後継者不在など淘汰されるにまかせる工場がある一方で、存続努力を重ねている小規模製材工場の取組は、山村振興の他、製品の多様性、木の文化の継承発展にとって心強く、周知に値する。 ・ポスト大量消費時代にあっては、中小規模製材工場の維持・発展は継続して追求すべきテーマであると思われる。山村の灯を消さない為にも、差別化、高付加価値化、水平連携等の工夫による中小規模工場の存続と、大規模工場との棲み分け共存に関心を抱いている。 ・木造建築の評価軸を多様化しミドルランナーを育成 木造建築に関して、多層階や耐火性の実現といった都市化・大型化や、商業施設等への展開などの用途拡大に評価・助成が集まっている。このようなトップランナーの育成は重要であるが、設計生産技術が高度かつ高価であるが故に、経験の共有や自走化による普及への道筋、林業に対する直接的効果は見えにくい。 - 目下の木造建築の課題は、木造設計施工の担い手層の薄さと、川上川中川下連携の弱さにあるともされている。それ故に、高度な技術資源こそ持ち得ないが、層の厚いミドルランナーを抵抗感なく木造設計に誘導する視点と、林業収益に対する具体的な貢献手法の設計提案を応募し助成するような視点が必要と考える。加えて、木材使用量や技術開発だけではなく、ソフト面での工夫（木材調達や産業連携等）を含んだ木造建築事業の評価も重要であろう。

委員名	御意見
小野委員	・気候変動に伴う豪雨・台風被害に関しては森林林業関係団体はじめ国民からの不安が高まっている。各省庁が連携をし、予測、現状、対策及び効果について丁寧な情報発信が必要。 ・コロナウイルスの影響を受け、木材需要低迷の中でも森林の価値を見直す機会となっている。森林空間の利用に対する期待が高まる中で、森林利用側への普及とともに森林所有者、林業従事者をはじめ「地域の自信」となるよう森林サービス産業を位置付けていく必要がある。 ・育成複層林の定義づけの明確化が必要。
河野委員	資料2について、各論点の名称（タイトル）の整理（例えば、下記のようにざっくりと何が課題かがわかるような）が必要ではないか。 ・P3, P4 気候変動等自然災害への対応 ・P5, P6 持続可能な森林管理 ・P7 人財確保 ・P8, P9 木材の生産、流通、利用の拡大 他府省庁の施策と協働、連携等が見通せる論点については、広い視野での方向性をしめす提案であってほしい。 例えば、国土交通省 グリーンインフラ推進、水循環施策 農林水産省 農業・農村振興整備計画、多面的機能支払 今後の方向性として、GHG 削減などの地球規模課題への貢献として、例えばエネルギー地産地消など社会の共感を得やすい見せ方の工夫が必要ではないか。
古口委員	・現在、人工林の多くが資源として利用可能な時期を迎えており、都市部を含め建築物等の木造化や多様な分野における木材利用等による需要拡大・利用促進が、林業振興の観点からも重要。 このような状況から、昨年の全国町村長大会で全国 926 町村長の総意として「国産木材の一層の需要拡大・利用促進による林業の振興を図ること」を決議したところ。私どもとしては、森林環境譲与税の活用などにより鋭意取り組んでいくが、国においては、より一層の積極的・具体的な対応が必要。 ・一方、主伐後の再生林が十分に行われず、山地災害の多発や鳥獣被害等の拡大など、森林の荒廃が看過できないものとなっており、国においては、間伐や再生林等の森林整備、荒廃山地の復旧・予防等の治山対策など林野公共事業の重点的な予算の確保が必要。

委員名	御意見
斎藤委員	・木材の「質」に関する議論について 木材の需要について、A材では減少する一方、B材C材が増え、とくにバイオマス発電燃料用のD材が（コロナ禍においても）堅調で、A材であってもB,C材として安く売ったり、仕分けずに一括して燃料出荷することもあると聞く。これによる問題として①林業家が長年育てた資源に見合った収入を得られないこと、②そのことが意欲低下を引き起こして今後の植林・育成が進まない、③あるいはなされたとしても品質の良い木が育たないこと、④良質の国産材が得られないことで木造が魅力をなくし衰退すること、等が懸念される。 バイオマス発電燃料としてのエネルギー利用、セルロースナノファイバーや改質リグニンなど化学原料としての新しい利用を拓くことは極めて重要だが、それらは間伐材・端材・林地残材等として排出された廃材の利用に有効な手段として考えて、本来的には、良質な建築用木材から派生した廃材等を、品質に即してカスケード的に使うことを柱に据えたバランスを考えていく必要があると考える。 国産材供給量に関しては、量の議論に加え、こうした「質」の議論についても、定量化したデータを交えて取り上げられるべきではないかと考える。 ・若者世代の「木造住宅離れ」について 最近「自分が住む家として木造を選ばない」と断言する大学生が多いように見受けられる。理由は「燃えやすく危険」だからとのことである。この世代が、多感な時期に東日本大震災に伴う火災の映像などを報道等を通じて見る機会が多かったことに関係しているかもしれない。そこで木材の耐火処理（薬剤処理）や耐火仕様（大断面の燃え代設計）で条件次第では火災で鉄より高い強度を保つことなどを説明したうえで、さらに木材特有の生理的機能などの効用（調湿性能やにおい物質の放散、木目が視覚にあたえるやすらぎなど）についても紹介したところ、「非常に驚いた。木造のイメージがプラスに変わった。」との感想がきかれた。何年後かにこの世代が住宅購入者になることを考えれば、木造住宅について最新の知識を正しく伝えるための、効果的な活動を模索して、積極的に伝えていくことが必要ではないかと思われる。
進藤委員	・今回の森林・林業基本計画の川上から川下までの持続的な発展に向けての方向性、重点課題など分かりやすく整理されていると思いました。 ぜひ、各事業者からのご意見・実施例も反映させて、引き続き森林・林業・木材産業が持続的に発展できる様、種々の施策を具体的に織り込んだ仕組みづくりを進めて頂きたい。

委員名	御意見
立花委員	【森林】 ・森林の全体について、国土利用との関連づけも行いながら、どのように管理していくかのゾーニングが重要になっている。ゾーニングに関しては、これまでの基本計画等においても言及されており、森林の所有と経営の分離という形で徐々に具現化が図られようとしていると思われる。その中で、森林所有者の意向と森林や木材等への社会的ニーズとを改めて捉え直しながら、林業生産を指向する森林、公益的機能の高度発揮のため保全ないし保護すべき森林の絵を先ず描くことが大事と考えられる。 ・人工林に関しては、林業生産に適するところでは間断なく（小面積皆伐・再造林を主体とする）林業を行って高い生産性・収益（量ないし価値）を実現すると共に、林業生産に適さないところは森林所有者の意向も踏まえながら公的な管理や天然林化を図ることが為されて良いのではないか。人工林を放置することにより公益的機能が低下して様々な災害につながるものがあってはならず、管理が行き届く状況を作り出すことが不可欠と言える。 ・天然林に関しては、里山的なところは適度な伐採が入ることによって健全性が増すことから、多様な利用を促して森林としての利益を生む状況を作り出す必要がある。また、銘木を産むような天然林も重要であり、択伐を行いながら木造文化財や社寺仏閣、家具等に利用する状況を作り出していきたい。そして、奥山等にある天然林については公益的機能を十全に発揮させるべく、また後世に引き継いでいくべく、制度的にも保護することが必要ではないか。 ・ゾーニングに当たっては、ICT等を活用した森林資源の把握が不可欠である。その把握を元に、森林の状態を把握しつつ、保護する、保全する、林業生産することを行うことができれば、より持続的森林管理が実現すると期待される。林業生産する森林については、需要側とのマッチングを図ることも、この中で行えるはずである。森林資源の把握と管理を考える場合に、例えば流域単位での仕組み・システム作りを再考していく必要があるように思われる。 ・COVID-19後の社会を考えると、リモートでのやり取りが増える中で、森林で憩うとか、癒させれる、あるいは農山村に住まうというニーズが高まると考えられる。それを念頭に、保健休養やレクリエーションの場としての森林のレクリエーション的な整備や、交流人口の増加に向けた仕組み作りがますます重要になると思われる。

委員名	御意見
立花委員	【林業】 ・林業産出額と林業従事者給与が平成 25 年に比較して平成 29 年に増加していることを踏まえ、さらに森林所有者の所得にもつなげるべく、この傾向を確実なものにするためには、生産に適する森林を対象にして素材生産効率をより高めることが必要である。そのためには、路網の拡充のみならず適切なメンテナンスを施しながら継続的に使用すること、高性能林業機械の導入が進んできた状況下において施業地とのマッチングを図りながらその稼働率を上げること、労働安全・労務管理を充実させながら林業従事者の拡充と定着を図ることに取り組む必要がある。 ・林道については、林業工学分野の専門的知見を活かして、これまで開設したところが適切に利用されてきているかを含めてレビューすることが必要である。それをもって、生産に適するかどうかという観点で充実の必要な箇所を定め、拡充に取り組むことが求められる。 ・高性能林業機械の有効利用については、森林態様や地形、施業内容等と関連付けて利用実態を把握し、ミスマッチがあるところがあるならば、その是正に向けた取組も検討する必要がある。 ・林業従事者に関しては、緑の雇用事業により若手就労も増えてきているが、林業従事者や林業事業体のノウハウや知見の交換・共有を一層促す等により、高い労働災害率を改善するための更なる取組が不可欠と思われる。このノウハウや知見の交換・共有にはまだまだ改善の余地があるのではないか。 ・林業の地域性や樹種の特性を見ながら、将来的な木材利用を見据えて再造林の仕方が為されるような工夫が求められるのではないかと。無垢の柱材を採る林業から、ラミナや合板用を念頭に置く林業、そして製紙用や燃料用の木材を生産する林業という形で、植栽密度を含む施業体系の多様性を育むことが求められるように思われる。このことは、育種・育苗の技術革新とも関連づける必要があり、連携して取り組む必要がある。 ・木材流通における情報のやり取りや共有を、ICT 等も活用しながら拡大していく方策が必要になっている。スウェーデンのように一元的に管理することは難しいとしても、木材取引に関わる情報の集積やその配信、マッチングを担う情報ステーションのようなものが必要になるのではないかと。

委員名	御意見
立花委員	【林産業】 ・木材加工場の立地について、森林資源状況や仕向け先を念頭に置きながら、まず大きな絵を描くことが必要になっている。例えば、原木の 50 万 m³ 超を挽く大規模製材工場が全国に 15～20 程度、10～20 万 m³ を挽く中規模製材工場が全国に 30～40、その他に小規模な工場が林立するような状況が考えられる。そして、大規模製材工場は国際市場をターゲットに輸出にも取り組むのである。 ・木材産業の国産材利用の拡大が、山側にも所得増として還元されるように、情報共有を含めて取り組む必要があるのではないかと。木材産業が将来の素材を確実にするために、森林造成に関する費用負担の仕組みを整えるのも現況として必要になっていると思われる。 ・木材加工場の立地や再編を視野に入れながら、生産性の向上と良質材の生産により、ターゲットを絞りながら大型工場では海外に市場を求めていって良いのではないかと。また、建築や製造という面も含めながら、カナダが行っているように木材産業界と官・学の協働による取組が推進できれば、その効果が高まるのではないかと期待される。 ・大径材の利用をいかに図るかが重要になっており、その技術開発や普及に向けた取組が喫緊の課題と言える。そして、大径材に関する製材技術等の確立により、大径材にもそれなりの価値が出る状況を作ることができれば、森林所有者にとっても林業の魅力が高まることになる。 ・木材利用においては、マンションを含む住宅部門に継続して木材利用を促すと共に、非住宅部門における木材利用を拡大すべく、環境負荷が小さいという木材そのものの有する特性をアピールしていくことが重要である。 ・環境負荷が小さいという特性を活かし、木材のカスケード利用を促すと共に、中高層木造建築においては建築時だけではなく解体後のことも考えながら、いかに大型物件に木材を使うかを提案していくことが必要と思われる。その面での、産学官の協働がまさに必要になっている。

委員名	御意見
玉置委員	・基本計画の見直し・変更という場合、近年の大災害に対する対応・防災が特に注視され、期待されている中で災害防止策や災害対策の重要性と方針を明示していくべきではと思います。 ・様々な活動や施策を広く国民に普及していく中で、森林・林業・木材産業同様、環境産業としての役割を担っていること、又それは社会貢献のうえでも重要なことなどを強く掲げて良いと思います。 ・官民間問わずの非住宅建築物の木造化、街の木質化を推進するには、さらなる省庁を超えての体制で取り組んでほしいと思います。さらに状況の違う地方においてもそれぞれにあった施策として展開しやすいように方向性を示せればと思います。
塚本委員	・戦後進められた我が国の造林政策の功罪を明らかにした上で、これまでの施策により形成された人工林（1,000万ha）を最大限に有効活用することで、資源小国から資源大国に転換できる可能性があるとの視点を持つことが必要。 ・同時に、今後5年間の具体的な施策を検討するうえで関係者が下記の共通認識を持つ必要があるのではないかと。 ①戦後の造林政策は、経済復興のための過伐による国土荒廃、森林資源の枯渇を解消するための復旧造林と森林資源の開発の2つの意味を持っていたこと。 ②林業基本法を制定し、高度経済成長下の旺盛な木材需要に対応するために国内の林業総生産の増大に主軸をおいた施策を進めてきたこと。 ③その後の社会、経済、国民ニーズの変化により、森林・林業基本法（以下「基本法」という。）を制定し、木材生産から森林の多面的機能を重視した施策へと大きく方向転換したこと。 ・上記の基本法制定の経緯や主旨等を踏まえ、現行の森林・林業基本計画（以下「基本計画」という。）以上に、次期の基本計画では、森林の多面的機能の発揮と林業の持続的な発展のためには、高齢級に偏った林齢構成の平準化と森林の若返りが必須であることを明確に示す必要があるのではないかと。 ・その上で、現行の基本計画の下で形成された新たな枠組み（森林経営管理制度、森林環境譲与税等）を最大限に活用した新たな目標及び施策について議論する必要があると考える。

委員名	御意見
土屋委員	・森林・林業基本計画は、森林・林業基本法の理念に沿った内容である必要がある。従って、森林の有する多面的機能の持続的な発揮をその基本的な方針とすべきである。 ・しかし、これまでの基本計画、および今回の変更の際に際しての林野庁の視点を示した資料2「めぐる情勢について」を見ると、その視点、問題意識は、木材生産および木材利用関連に偏っており、森林の有する多面的機能の発揮のための多様な方策を追求した内容とは言いがたい。 ・このことは、先進諸国のいわゆる National Forestry (Forest) Program とは大きく異なる。例えば、ドイツ、バーデン・ヴュルテンベルク州の森林基本計画では、基礎とすべき原則として、①保全・レクリエーションなど多面的機能を確保すること、②生産に適した土地では他の用途が優先しない限り最大限の高価値な木材生産を追求すること、③保全・レクリエーション上重要な森林は、経済的利用に配慮しつつ適切なまとまりを確保して施設等の整備を行うこと等をあげ、多面的機能保全を中心としつつ、生産の最大化、林業の組織化も行う計画内容となっている（柿澤『欧米諸国の森林管理政策』2018年）。なお、ここで言う「保全」は生物多様性を主とした自然環境の保全を指す。 ・幸い、日本においても、最新の森林・林業白書では、特集章にみられるように、SDGsに関連して、「多様化する森林との関わり」として、「森林の整備に関わる取組」、「森林資源の利用に関わる取組」と並んで、「森林空間の利用に関わる取組」についても、日本における様々な活動が取り上げられている。 ・しかし、今回白書においても、特集章最終節の「今後の課題と関係者の役割」になると、課題や諸主体の役割は、木材生産、木材利用にほぼ限った記述になっており、特に政府の役割については、木材生産、木材利用に関わる施策の列挙に終わっていて、上記3つの取組を助長促進するためのバランスのとれた政策形成のための課題や将来に向けての方向性の記述はほとんどされていない。 ・いま世界の動向をみると、欧州連合および欧州諸国を中心に、気候変動問題の深刻化と今時の新型コロナウイルス感染症による世界的な社会経済への打撃を受けて、グリーン・リカバリーと総称されるように、コロナ禍後の社会の立て直し政策を、経済再建策と気候変動対策と環境保全策を絡めて、自然資源の保全と持続的な利用を中心に据えた思い切った政策のシフトによって進めていこうとする気運が高まっており、例えば欧州委員会による欧州グリーンディールのような具体的な施策も始まっている。

委員名	御意見
土屋委員	・日本においても、こうした動きに連動した、大胆な政策転換が求められていると考えるが、残念ながら、助走なしの転換は困難であり、まずは、既存の政策を十全に実施することから始めるべきだろう。森林・林業政策について言えば、上述のように、森林の有する多面的機能の発揮を促進するための政策の総合的な展開が求められていると考える。 ・具体的に言えば、例えば、上述した「森林空間の利用に関わる取組」の促進施策、取組の促進のために必要な基盤施設・制度の整備策、そしてさらにその基盤となる森林の生物多様性保全・再生施策、景観保全施策、文化遺産保全施策の充実があげられる。
長濱委員	・竹林化した里山や、河川・支川上流部の荒れた山林などが、水害を起こしているという報告もあり、最重要政策の一つとして森林管理の課題解決に取り組む必要があると考える。 ・林業は、H25 から H29 にかけて 40 万円上昇しているが、他の職種と比較して年収 300 万円台と低い、20 名以上の組織は収益を上げているという状況から、林業経営体の組織力を高め、若手や女性を登用して、生産性を上げていく支援が必要である。 ・50 年生を超える伐期を迎えた人工林が 5 割あり、木材としての利用を高めたい。そのためには森林利用を促すための次世代への教育や、広報活動が不可欠である。 【資料 2 の内容についての意見】 ・わかりやすく丁寧にまとめられている。多くの皆さんに読んでいただき、日本の森林・林業・木材産業の状況について知っていただきたい。 【資料 2 の意見についての詳細】 ・森林の「適切な」管理について、要検討の必要あり (P. 1) →森林経営管理制度の概要が記載されているが、新たに導入された森林環境譲与税を想定した市町村管理と林業経営者による経営という「委託型」の構造となっている。人の手が入らなくなった劣化した林地や里山が多くあり、放置されて竹に浸食された林地が全国に依然として多い。NPO/NGO や地域ボランティアによる管理も増加している。「適切な」管理の在り方について、検討いただきたい。

委員名	御意見
長濱委員	・森林は「社会資本」と記載されているが、ソーシャルキャピタルの面だけでなく、「自然資本」であり、「経済資本」「文化資本」の側面もある。共有の財産、自然資源など、広く捉える方が良い。(P. 3) ・国土保全、水源涵養、地球温暖化、木材生産、に加えて、森林の社会文化的機能 (e. g. 森林教育・セラピー) も加筆してどうか。(P. 3) ・林地は裸地や草地に比べて、数倍以上の洪水緩和効果があるとするデータは効果的であるが、広葉樹林地と針葉樹林地では水源涵養機能が異なるデータも交えてほしい。森林による災害被害が注目されがちだが、水を貯蓄する効果を有する点についてさらにアピールしてはどうか。(P. 3) ・植栽による CO₂ 吸収効果についてのグラフは、平均生長量を示しているの、「植栽後の若齢林は成長効果が高い」とはいえるが、「CO₂ 吸収効果が高い」とはいえない。杉と広葉樹の CO₂ 吸収効果についての比較が必要である。(P. 4) ・「エリートツリー」について、定義（意味）を書いてから、説明する方が良い (P. 5)

委員名	御意見
野田委員	・新型コロナウイルス感染拡大による国内の経済や社会への影響は甚大なものであり、長期的に経済活動が停滞する可能性が高い。林業に対しても同様であり、これまでの林業政策を着実に前に進めるためには国産材の需要拡大を下支えする強力な施策が必要と思う。過去 10 年間は需要増加を背景に多くの施策が積極的に実施されてきたところであり、停滞させてはならない。 ・国内の森林が主伐期を迎えるなかで再造林が遅れていることは大きな課題であり、持続性が担保されない。SDGs の実現に貢献する為にも重点課題として新たな仕組みと支援策の充実が必要かと思う。国産材の需要拡大と再造林は平行して進まなければならない。 ・少子化社会に向かう中で新設住宅着工戸数の減少は避けられないところ非住宅分野での木材利用への期待が大きい。特に国産材の安定した需要の確保のためには構造材だけでなく 2 次加工製品を含めた様々な木材製品の機能、技術、生産性、コスト競争力等の向上に向けた取組と支援が必要と思う。 ・森林経営管理法が施行され、森林環境譲与税、森林環境税が創設されました。この財源が国や地方自治体において有効に利用され機能していることを明確に示していくことが重要であり、また今後の林業政策を国民に深く理解して頂くことに役立つものと思う。
日當委員	・意欲と能力のある林業事業体の育成を図る国有林 各地に林業大学校などが設置され新規就業者の確保・育成に貢献していることは頼もしい。彼らが既存の林業事業体の戦力として活躍することを期待しつつ、更に、林業事業体として起業することも若手就業者のモチベーションを高め林業現場の活性化に資すると考える。経験の少ない林業事業体が能力を高めかつ仕事量の確保による経営の安定を図る育成の場として国有林は協力すべきである。 ・大径材等活用中小工務店と地域製材所の連携支援 国産材活用を得意とする中小工務店と地域の製材所が連携を図ることで大径材を含む多様な国産材の活用を支援する取組の支援を望む。 意欲のある需要者と供給者のマッチングの機会創出・構築も必要。

委員名	御意見
深町委員	・森林管理に対する要請の高まりに関して →広葉樹二次林やアカマツ林などの里山として利用されてきた「林野」での多様な種組成、林分構造や施業形態を活かした新たな利用・管理及び担い手の育成を積極的に進めていくことが、防災・減災、森林文化、生物多様性、温暖化、鳥獣被害への対策など多くの観点で重要になると思います。 →また、〈森林関係〉に関する内容において、国際的な枠組みや日本特有の森林・林業の歴史や多様性と関連する項目を充実させていくことが重要と思います。そのためには、建築物・構造物を主体とした木材生産だけでなく、日常生活（衣食住）、年中行事、教育の場など、様々な場面で多様な森林資源が利用されることを目指した施策の展開が重要と考えます。 ・具体的な事項として、以下の 3 つをあげます。 ①「林野」の「野」に相当する部分の意義も加味した上で、地域固有の生態系や文化と密接に結びついた若齢林、疎林、草地などを含んだモザイク構造による複合的な（林産物、バイオマス、空間などの）林野利用、価値の創出につなげる ②自然災害の際などにライフラインや集落機能への影響が危惧される道路沿いなどの林地においては、萌芽更新や短伐期の若齢林や低木層中心の資源や空間を持続的に利用・管理することも選択できる林地のゾーニングを検討する ③再造林の考え方、技術、支援について、地域や状況に応じた多様性を確保し、柔軟な運用を行う（樹種、密度、育成・管理手法などの多様性） ・以上のような施策の展開が、身近にある「林野」の多様な価値を見出し、様々な主体が関わるができる仕組みを作っていくことにつながり、林業のレジリエンスを高め、人口減少やコロナ禍での新たな木の文化に根ざしたライフスタイルの広がり、山村での暮らしに貢献すると思います。

委員名	御意見
丸川委員	・資料２から３、４は大変貴重な資料、特に資料４は全国の関係者の意見を聴取されているので、今後も常に参考資料として議論の材料にして頂きたい。できれば日本経団連、地方の経済団体連合会（例えば九州）、経済同友会といった、需要拡大に資する経済界の意見も聞いて頂きたいと考える（例えば審議会ヒアに呼ぶ）。これによって川上から川下までの連携を図りたい。 ・日本としては、アフターコロナの社会の議論を抜きにして何も議論できないことから、林業（資料２の 11 頁）だけでなく、広く日本全体の在り方、せめてアフターコロナの地方創生に関わる問題意識の共有化を、先ず大前提として持つことが必要ではないか。 ・この５年間に制度を整えてきた、森林環境譲与税、林地台帳の創設、国有林野管理経営法、森林組合法は今後５年間の森林・林業政策の基軸（大前提）となるものであり、その進捗状況（成果と足らざるところ）を明確にフォローする計画にする必要がある（資料２の 1 頁）。 ・全て重要な課題ではあるが、とりわけ主伐後の再造林（資料２の 5 頁）と持続的な林業の確立（資料２の 6 頁）、都市等における木材利用の推進（資料２の 10 頁）が、中々手が付けられなかった（議論が進まない）テーマであると考えるので、この議論を集中的に行って頂きたい。課題だけではなく、政策に直結する方策なり、方向性の議論を行う必要がある。 ・動向（資料２の 2 頁）の国産材需要の高まりに関して、全体の量が伸びているのは好ましいことだが、個別項目に関する評価の議論が必要（①製材用の伸びの鈍化、②合板用の伸びをどう見るか？③燃料用（バイオマスだと思うが）の高い伸びをどう見るか？）。 ・コロナ感染状況との兼ね合いではあるが、１度はソーシャルディスタンス等の防御策の徹底を行ったうえで、委員全員での対面での審議会を行われては如何と思料します（答弁者や陪席者の方の人数を制限してでも）。ご検討ください。

委員名	御意見
村松委員	・情勢を簡潔にまとめた資料は大変参考になり、各課題の重要性が理解できる。 ・この情勢にある、それぞれの課題を作り出している隘路や障害等をより深く分析していくべき。 ・根本的なこととして、持続的林業の確立が最も重要なことと認識。 ・今般のコロナ禍でその課題が一層炙り出されたのではないか。 ・材価が好調だった頃は、造林保育も木材販売収入から支出可能であり、好循環が形成されていたが、現在のように丸太が国際価格水準となってからは、補助金等があっても林業経営は厳しくなっており、森林経営管理制度等公的管理が強められたものと理解。 ・すでに諸外国との比較で、路網整備や機械化等の遅れが指摘されて久しいが、状況は大きく変わっていない。 ・林業経営を持続的にやっていくことは、森林所有者の収入、森林組合等林業事業体の収益、林業従事者の安全と技能向上等の就業環境の確保がなされなければならない。 ・最終需要拡大や山元立木価格の引き上げは解決すべき最大の課題。 ・計画検討では将来の森林資源のあるべき姿を見据えて、林業経営を第一に考えて策定する議論をしたい。

委員名	御意見
横山委員	・資料２の P. 5 の「主伐後の再造林の確保」について、搬出条件等のよい場所であっても「伐採収入のみでは再造林経費は捻出できず」とあるが、この点一つとっても、現在の林業が経済的に見合っていない事業(非収益事業)ということで、「成長産業化」以前の基本的問題点ではないか。だとすれば、林野庁としては、素材生産だけは一般の収益事業とは別枠の事業としてみるべきもの、ないしは、所有者に経済的に再造林不可能とされた場所は天然更新地とみなすしかない、という認識なのか。 ・資料２の P. 5 にはまた、「主伐後の天然更新もされていない造林未済地が・・・３年間で 2.5 千 ha 増加」とあるが、この場所は、天然更新しない・できない場所を指しているのか、あるいは、造林されないことはもちろん天然更新のための努力すらなされていない場所(つまり伐採後放置のまま)のことを指しているのか。このような事後計画なしであるかのような施業に対し、罰則や取り締まりの仕組みはないのか。 ・資料２の P. 6 では、上記のような問題を、「担える者の育成」で解決させるかのような表現があるが、林野庁は、経済的に成り立たないという基本的大問題を担い手を育成すれば解決できると考えているように読め、理屈が通っていないのではないか。人の姿勢や考え方、能力の問題と考える理屈が知りたい。 ・資料２の P. 7 の林業従事者の枯渇の問題は、林業だけでなく一次産業従事者またはブルーカラー業種全体に言えることで、現在の重労働軽減機械の開発というようなハードウェア面の対応とは全く別に、業種イメージの根本的改善、他業種との副業化による固定収入の増大、ライフスタイル作りへの公的補助等のソフトウェア面からの改良策との二本立てが、重要かつ必要ではないか。